

衝立船戸神

〔青標紙〕武器及行列具的例

一袋入杖之事。享和二戌年正月、布衣以下之者、袋入杖爲持候共、苦ヶ間敷哉之旨。日光奉行大久保内膳正被問合、附御目見以上は袋入杖相用不苦御目見以下は致遠慮可然旨。松平田宮被申聞候、因ニ云、杖相用度節は路次惡敷節は御城内杖相用申度旨。御目付衆江斷差出可申事。

〔幕朝故事談〕郷士侍御侍中

びろうどの杖を被爲候様老中若年寄に限也。七十以上は御城内杖つく御目付聞置計なり。七十年下は病身に付願の上御老中方御聞に達し御免被成御門へ御断出るなり。

〔武家當時裝束抄行粧具杖〕木の杖を袋に入て用ゆ四十以上是を持せ侍る事子細なし。持せざるも有
〔續日本紀十四聖武〕天平十三年七月辛酉是日授左大辨從四位上巨勢朝臣奈氏麿正四位上并賜以金牙飾班竹御杖。

〔有德院殿御實紀附錄六〕土屋相摸守政直は常憲院殿の御時より宿老にのぼり四代の間仕へ奉り恪勤の勞おこたらざりしかば。公吉宗御位につかせ玉ひしはじめおまへにめされ略中いま年老たれば殿中にて杖つくことを許すべしまた寒き折はこれをも著すべしとねもごろに仰ありて御みづから紫縮緬の頭巾に鳩の杖をそへて玉ひける東照宮駿府におはしけるころ本多佐渡守正信に巾杖をゆるされしこと世に傳へたれどその後は聞も及ばぬことなりとぞ。

〔倭名類聚抄行旅具〕横首杖。唐韻云、駁_{他禮反}、體同漢語抄云、鹿杖。横首杖也。

〔比古婆衣六〕鹿をするがる又かせぎともいふ由

かせ杖といふは木杖の尾に岐あるをいへり和名抄僧房具に鹿杖漢語抄云鹿杖加世都惠略中杖の尾の岐あるを鹿角にたとへたる名なり然杖尾に岐あれば老人などの輔に横首杖は杖の